

## 長野県上水内郡飯綱町議会

### 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

飯綱町議会が議会改革の取り組みを開始してから7年余りが経過。「住民自治の根幹」「二元代表制の一翼」として、その本来の役割と責任を発揮し得る町議会へと前進しつつある。「学ぶ議会」「議員の自由討議」を改革の推進力として、持続的、系統的に実践を積み上げ、議会活動の定着を図ってきた。この間、議案の否決、修正、不承認も経験するなど追認機関から脱し、町長と切磋琢磨する議会に進みつつある。その結果、議会力は確実に向上したが、議員力の向上は今後の課題となっている。

(1) 4年間の議会改革の実践の成果も踏まえ、平成24年9月定例会で「議会基本条例」を制定。その後一部改正も実施。政策サポーター制度、議会だよりモニター制度、正副議長選挙の際の所信表明及び質疑など当議会の特徴的内容も明記されている。

26年6月の「集落機能の強化と町行政との協働の推進」の政策提言につき、9月議会では「集落振興支援基本条例」を議員提案で制定した。町長、議員が交代しても、このテーマは10年、20年かけて追求すべき地域の重要課題との認識に基づき、条例を制定した。行政は毎年、「集落支援プログラム」を作成し議会への報告と住民への公表を義務付けている。また、推進体制と財政措置を求めている。

(2) 総合計画基本構想及び基本計画、防災計画、福祉計画等の策定、また憲章や宣言の決定は、あらかじめ議会の議決を経なければならないと定めた。

また、平成26年6月定例会では、一般会計補正予算案を否決した。安易な補正予算は当初予算の意義を曖昧にするとの視点から補正予算審査の8要件に基づき議論を展開した結果である。

(3) 住民からの請願、陳情については、憲法で保障されている権利との観点から積極的に対応し、採択した際には国会や政府機関に意見書を提出している。

(4) 議員の自由討議は議会全員協議会で活発に行っている。複雑で難しい行政課題・議案等が町長から提出された際に、自由討議を行い、事実の解明、論点、争点の整理を行っている。そして各議員の賛否は本会議場で自由に判断してもらうことにしている。

(5) 決算審査等で明らかになった点などについて、毎年12月に町長に提出する「予算政策要望」に反映させている。内容は総合計画の章立てに沿ってまとめ、70～80項目に整理し、町長からは、書面での回答を求めている。

(6) 請願・陳情の委員会審査の際には、提出者に来ていただき詳しい説明の機会を保障し、議会としても理解を深め十分な議論が行えるようにしている。

(7)各種研修会へ積極的に参加している。ジャーナリストや作家を招いての講演会の実施。J I A M・J A M P主催の「地方議員特別セミナー」へはこの間延べ59名の議員が参加している。

(8)議会事務局には、調査・研究能力のある職員配置を重視している。地方自治法第138条第5項の「事務局職員は議長が任免する」を活用し、人材を集めている。

## 2 住民に開かれた議会

住民と議会との広く深い溝を埋めるために住民に開かれた議会、住民参加の議会を目指して、多様な新しい取り組みを実践してきた。

(1)「町民と議会との懇談会」を毎年定期的で開催している。毎回、懇談会のテーマと対象を明確にし、女性団体、農業者、若い自営業者、子育て中の母親たち、スポーツ団体等と進めてきた。小学校・保育園の統廃合についても関係地域へ出向き住民と意見交換を進めてきた。議会側から報告することはあまりせず、聞き役に徹している。

これまでに17カ所、延べ252名の町民が参加している。

(2)議会改革の取り組みの中で特に政策提言活動を重視することになり、「政策サポーター制度」を新設した。この目的は、①開かれた議会とするためにも議会活動への町民参加を広げる。②議員定数が減る中で、町民の知恵も借りて政策づくりを協働で進めること、にある。これまでに「行財政改革」「集落機能の強化と町行政との協働」「新たな人口増対策」「高齢者の新しい暮らし方（健康戦略）の提起」など、6テーマで政策提言を行ってきた。1テーマにつき、6～8回の会議を開き、政策のまとめを行っている。

提案に対して町長・職員は積極的に対応してくれている。これまでに「延長保育料の一部無料化（財源420万円）」「人件費の削減」「地域振興係の新設」などが実現している。これまでに、政策サポーターとして43名の町民が参加してくれた。サポーターには若干の費用弁償を行っている。

(3)定例会が平日のため、議会に足を運ばない町民のために一般質問を休日議会、夜間議会として開催してきた。

休日議会には27名が傍聴、夜間議会（3日間）には60名の傍聴があった。

(4)中学生議会、模擬議会を開催し、議会への町民の関心を高める取り組みを行ってきた。

中学生議会（平成23年10月）には全中学生が参加、18名の中学生が若者らしい創意あふれる質問を展開した。模擬議会（平成27年7月）には、6名の町民代表が質問に立ち、行政、議会が日頃、気付かない問題について議論された。これらの質問答弁内容は「議会報」特別号を発行し、全世帯に配布し

た。

(5)議会の日程及び一般質問の内容を事前にホームページに公開している。また、議会報では次の定例会での一般質問の予定期日を告知している。

(6)「議会報モニター」を平成26年8月に8人から57人に増員した。

議会報は、議員が責任もって編集作業にあっている。内容も議会の多面的な活動を幅広く掲載するなど紙面の改善と充実に努めている。特に昨年8月から「議会報モニター」を57人に増員し、議員のいない集落、若い世代、女性等に参加いただいている。議会報の紙面への評価、意見とともに行政、議会に対する意見、批判、提案等を自由に述べてもらっている。毎回、130～160項目の意見等が寄せられている。紙面改善に活かしたり、町民の意見として、議会活動、特に「予算政策要望」の作成等に活用している。

政策サポーター（延べ43名）と議会報モニター（57名）で、町民の議会への直接参加者は100人になっている。今後もこの取り組みを強化し、200人、300人へと広げていこうと思っている。

(7)今日の中山間地の町村議会では「議員のなり手不足」問題が深刻となっている。

この現状を放置しておいたら、10年後、20年後には町村議会は危機的状況となるのではないかと危惧している。

サポーターやモニター経験者が、議会の応援団となってくれることを、更には、議員に立候補してくれることを強く期待している。

### 3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

平成24年8月に、区長組長会、行政、議会の三者共催で「分権時代に住民自治と町の発展をめざすシンポジウム」を開催。住民200名が参加。平成27年8月には、行政と議会の共催で「町民が学び行動するまちづくり」をスローガンに「町民講座」を2回開催、730名が参加。

地方創生の主体は、地域住民の皆さんである。よく学び大きな知恵とエネルギー発揮を町民の皆さんに期待しての取り組みだった。

また、議会に「地方創生調査研究特別委員会」を平成27年6月定例会で設置。町の総合戦略をめぐる議論を積極的に行っている。